

「ウソ」は、不祥事を招き、また、不祥事に拍車をかける。そればかりか、一旦不祥事と決め付けられたら、世間では、何を言つても、「ウソ」と片付けられかねない。

それにしても、何時からのことだろう。雁首並べた幹部らが一斉に立ち上がり同時に最敬礼する場面が、事あるたびに繰り返される。しかし、とりあえずのその場のしき、極めて稚拙な対応であるとしかいよいよがない。

出来事の一人歩き

雪印乳業の集団食中毒事件を発端とする厳しい経営の中、利益優先に走った系列の雪印食品は雪印牛肉偽装事件を引き起こし、発覚後わずか3か月後に解散した。しかし、拍車は止まらず、連結売上高1兆円を超えていた雪印企業グループ全体が、解体・再編を余儀なくされた。

そして、そのプロセスの中で、執拗に説明を求める記者に対する「そんなこと言つたってねえ、わたしは寝ていらないんだよ!」との雪印乳業社長の失言。臨場感溢れる映像で大きく報道され雪印グループの製品が丸ごと販売店から撤去される事態となつたことは象徴的な出来事だった。

不祥事報道があると真偽を問わず有罪の推定が働く

糾弾の対象は、不祥事が真実で

ある出来事が一人歩きして、何倍にも増幅したマイナス評価となり、止めることができなくなることがある。そして、その原動力となるのは「目に見えない大衆の声」であることを押さえておかなければならぬ。

大きなプラス評価に転じた真逆の例と対比すると一層際立つ。テレビ通販のジャパネットたかの事案は、不祥事をテコに企業イメージを向上させた適例だ。同社は、平成16年に51万人分の顧客リストを流出させた。その結果、平成15年度に705億円だった売り上げが663億円にまで落ち込んだ。

しかし事件後、テレビや新聞で謝罪を繰り返し、消費者に適切な対応をしたことが評価され、平成22年度の売り上げは事件前をしのぐ1759億円に達している。

北海道銘菓「白い恋人」で有名な石屋製菓の賞味期限改ざん問題も、雪印企業グループに続く北海道の食品メーカーによる不祥事であつたが、役員刷新も訴訟を闘い続け、その間、選挙も勝ち抜き7期にわたり札幌市議会議員を務めた。しかし、判決後間もなく引退し、その後2年余りで亡くなられた。67歳であった。札幌市政に投入するはずであつた精魂を、名誉回復のための訴訟にすっかり使い果たしてしまったというほかない。

個人の実例を紹介したが、企業の場合も同様だ。不祥事事案を報道された場合、経営者を始め、担当者は、心労その他の重圧の中へ置かれる。被害は子どものイジメなど家族にまで及ぶ。センセー

不	祥	事	報	道	が	さ	れ	た	場
合	に	「	ウ	ソ	を	つ	か	な	い
経	営	」	を	訴	え	る	難	し	さ

ある場合に限られない。不祥事報道があれば、その真偽に問わらず、世論はマイナスイメージを持つ。「有罪の推定」が働き、報道された対象者らは、徹底した打撃を受ける。企業の場合、「ウソをつかない経営」をしていることを訴えて、聞き入れては貰えない事態に陥る。

平成8年6月のある日、札幌市議会議員が私の事務所を訪れた。北海道では全国紙を凌ぐ発行部数を誇る北海道新聞に「札幌市議がお店工作か」の見出しで、同議員のパチンコ店出店に関する金錢疑惑が報じられた。

どこに事情説明に行つても「道新がウソを書くわけはない」一記事がウソだというのなら、証明しろなどと責め立てられると、憔悴しきつておられた。一旦、有罪推定が働くと、自ら説明責任を果たすにも、世間に對し弁解すること自体が許されない。

金錢をもらった事実がないのだからこそ、証拠を示すことなどできることは証明することは、そもそも不可能に近い。事実があつた可能性を全て否定し尽くさなければならないからだ。困難を強いりといふ意味で「悪魔の証明」と呼ばれる。

前田尚一法律事務所（札幌）



前田尚一（まえだ・しょういち）
前田尚一法律事務所（札幌）代表。弁護士。北海道大学法学部卒業。企業法務に関する主な取扱い分野は労働問題・労働審判・民事再生・会社破産等。札幌鉄道病院倫理委員会・臨床研究審査委員会各委員など北海道地元に密着した活動を行う。

「ウソ」をつかない経営のために

ショナルな報道に風評被害はつきものだ。

ここではマスコミを糾弾するため実例を挙げたのではない。不祥事と決め付けられ、一人歩きしだすと、正直に説明責任を果たすことさえも許されなくなるというとの認識が必要だ。「ウソをつかない」ということだけではなく、「ウソをついた」と疑われないとにも配慮しなければならない。

事実の誇大化、歪曲

前述のパチンコ疑惑報道のように事実無根であるという場合は稀であるとしても、報道内容が、誇大化、歪曲されたものであるといふべき場合は、少なくない。

マスコミに大きく取り上げられた雪印乳業の社長発言も、ほんの一コマを切り取つて報道されたものだつたといわれている。徹夜の会議を終えた朝、会議室から出た途端の記者の質問に当初無言で対応したところ、記者から、「寝て話をする！」と言われ、うつかり発した発言が、「そんなこと言つたつてねえ、わたしは寝てないんだよ！」だつたというのが実際のようである。

私自身も似た経験がある。

完全に有罪と決め付けられてい

た事件で、地元の某テレビ局から、当方の説明も客観的に報道したいと個別取材の申入れがあった。孤軍奮闘の状況にあつたので、飛びつき、責任者とともに取材に応じた。

しかし、報道されていない実情に触れ説明した部分がすべてカットされ、最後に礼儀として世間を騒がせる事態となつたことを託びた部分が、冒頭の巧みなナレーション、風景画像とつなぎ合わされ、これまで報道されていた疑惑を認められたうえでの謝罪であるとも見られた。

以来、マスコミ対応では、理不尽な報道内容とされないための仕組みを考え、殊更慎重な対応をするようになった。

裁判で真実を認めてもらえる

訴訟は真実を認めてもらえる方法であろうか。必ずしもそうとは限らないのが実際だ。裁判官が偏った独自の考えに囚われて判断すると、実態が歪曲されてしまう。

特別養護老人ホームの入所者に對し虐待行為が行われているとの情報提供などにより掲載された。虐待行為をしたとされる職員は一貫し

上告受理申立をしたところ、さすがに最高裁は、上記訴訟提起は違法な行為とはいえないとして、札幌高裁判決を破棄した（最高裁判平成21年10月23日第二小法廷判決・最高裁判所裁判集民事232号127頁・裁判所時報1494号303頁・判例タイムズ131号115頁・判例時報2063号6頁）。

法人の代理人である私は、申立

して、受注をした会社と北海道知事らに対し、地方自治法に基づいて北海道に代位して損害の賠償を請求した事案だ。

原告は、談合による道の損害額を工事予定価格の総額の10%に当たる7850万円であると主張した。裁判例、学説には、請負契約金額の10%を基準とするものが多い。私は会社を代理したが、会社の担当者に実情を明らかにする資料を作成してもらつて証拠として提出し、書面にまとめ主張をしたところ、裁判所は、当方の主張・立証を容れ、判決で「総合的に考慮して5%が相当」との判断を示した（札幌地裁平成19年1月19日判決・裁判所HP）。

賠償額が半分となるということは、支払が半分になつただけではなく、世間に、一般的に比べて非難されるべき度合いが少ないことをイメージしてもらえることになつただろう。

懲悔に応じなければならないといふものでないことも当然だ。しかし、一旦不祥事報道がされると、もはや、周囲をコントロールすることができなくなる。その場面で、一問一答の特効薬などは確立するため、日々、一般にいわれている方法で対応しておくこと以外に、事が起きたときのために用意しておくべき有効策は考えにくい。

有効策は、個別対応しかり得

と思わざるを得ない」と。
ところで、上記事件の関連事件で、「暴行事実の認定につき、客観的証拠がない上、行為者が全面的にこれを否定しているので、その認定は、行為者が犯罪者とされるにも等しいから、目撃証言等について慎重な吟味がなされなければならないのに、それが十分ではない」と主張した。

しかし、上記札幌高裁は、「民事訴訟手続の立証は、必ずしも刑事訴訟手続における立証のようない、合理的な疑いを差し挟まない程度まで要求されているわけではなく、証拠の優越で足りるとされている」、「証言の具体性は、一般にその信用性を高めるといえる」などといった理由も加えて、この主張を排斥した（札幌高裁平成20年2月22日判決・公刊物未登載）。要するに、裁判所自身も、訴訟ルール限りでの結果であることを吐露しているのだ。

しかし、裁判所自体がこのように割り切つて判断しているなどとは、世間は思いもしない。

訴訟を真実を認めてもらうための方法にするには工夫が必要だ。うまくツボにはまつた事件もある。

北海道の住民である原告らが、北海道A支庁における農業土木工事において談合が行われていたと

おわりに

もっぱら不祥事報道がされた場合について述べてきた。

不祥事報道がされた場合、誤報であれば正さなければならぬし、不祥事があつたとしても、るべき責任はその程度に応じたものであるべきだから、常に全面的

